

四日市市告示第 2 9 2 号

四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成 2 4 年四日市市告示第 1 5 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第 2 条関係）			
交付対象者	事業対象活動		交付金の額 （ 1 0 a 当たり） ※すべて上限額
	農林水産省生産局長が別に定める農業者団体等とする。		
	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5 割以上低減する取組（以下「 <u>5 割低減の取組</u> 」という。）と <u>緑肥の施用</u> を組み合わせた取組		<u>5, 0 0 0 円</u>
	5 割低減の取組と総合防除（有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。）を組み合わせた取組		<u>4, 0 0 0 円</u>
	有機農業 （農林水産省生産局長が定め	（略）	
	そば等以外	<u>1 4, 0 0 0 円</u>	

	る要件をすべて満たすもの。)の取組	<u>そば等以外で、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合</u>	<u>16,000円</u>
	(略)		

改正前			
別表（第2条関係）			
交付対象者	<u>対象生産活動</u>		交付金の額 (10a当たり) ※すべて上限額
農林水産省生産局長が別に定める農業者団体等とする。	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と <u>カバークロップ(緑肥の作付け)</u> を組み合わせた取組		<u>6,000円</u>
	<u>化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と秋耕を組み合わせた取組</u>		<u>800円</u>
	有機農業 (農林水産省生産局長が定める要件をすべて満たすもの。)の取組	(略)	
		<u>そば等以外</u>	<u>12,000円</u>
		<u>そば等のうち、土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を</u>	<u>14,000円</u>

			実施する場合	
		(略)		

附則
この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)